

# 厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和7年12月25日（木）

午前11時02分～午前11時26分

開催場所：会議室302

## 1 播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定状況について

播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定状況について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

### 【説明の概要】

本計画策定にあたり、18歳以上の住民1,000人と町内事業者100者へアンケート調査を実施するとともに、町内事業者との意見交換会を実施した。

また、学識経験者、町内事業者、公募委員、行政職員等10人で構成する「播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）検討委員会」を立ち上げ、令和7年7月、10月、12月の3回検討委員会を開催し、播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）を作成した。

地球温暖化防止に向けた国の動向として、令和2年、政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受け、脱炭素化に向けた動きが加速し、令和3年には「2050年までの脱炭素社会の実現」が法律に位置づけられた。

播磨町においても、令和3年3月に「環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、環境課題や地球温暖化対策への取組を推進している。

本計画では、播磨町内から排出される温室効果ガスの削減目標を定め、住民・事業者・町のそれぞれが率先して地球温暖化対策の取組を推進することを目的としている。

最終目標年度（2050年）に掲げた将来像の実現を目指し、目標達成に向けた取組施策として、基本目標をエコで未来につなぐ安心・安全・快適に暮らせるまちづくり、脱炭素社会に向けた地域づくり、持続可能なまちを創る人づくり・仕組みづくりと設定し、デコ活の推進、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー・蓄電池の導入促進、移動における取組推進、人と地域のつながりを重点施策に位置づけ、各基本目標に対する施策の方向性を設定した。脱炭素に向けた基盤づくりとして、地球温暖化対策の取組を整理し、住民・事業者・町それぞれが主体的に取り組む内容を掲げている。

計画策定後は、本町の内部組織として、「(仮称)播磨町脱炭素推進研究会」を設置し、産業環境課が事務局として本計画の進行管理を行い、推進していく予定である。

計画素案は、パブリックコメントを経て、3月中旬頃に計画原案として完成予定である。

**【主な質疑応答】**

- Q 地球温暖化対策をする必要があると思いながらも、快適性を優先させてしまう人が多い中で、まず最初の取組としての考えは。
- A CO<sub>2</sub>の削減効果など取り組んだ内容に対して将来的に得られるメリットを周知することで、地球温暖化に対する活動が推進されていくと考えるので、今後、様々な広報媒体を通して周知・啓発を行っていきたい。

## 厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和8年2月13日（金）

午前9時59分～午後0時07分

開催場所：会議室302

### 1 大池堤体改修工事（第2期）の進捗状況について

大池堤体改修工事（第2期）の進捗状況について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

#### 【説明の概要】

掘削工事中に施工区域内に、大和紡績株式会社播磨工場が所有する工業用水管の埋設が確認されたため、事業所との調整や設計図面の見直し等に不測の期間を要したことにより工期を延長する必要性が生じた。

当初、工期末を令和8年3月31日としていたが、2か月延長し、令和8年5月31日までとする。舗装工及び防護柵工を4月下旬に終え、5月中に竣工検査等を実施する予定である。

今回の工期延長に伴い、令和8年3月定例会において繰越明許の補正予算の上程を予定しており、議決後に地元水利組合、自治会、隣接する住民の皆様にご説明の予定である。

#### 【主な質疑応答】

**Q** 設計段階から工業用水管の埋設を把握しているにもかかわらず、このような状況になったのは、事前調査不足だと思うが、要因は。

**A** 工業用水管の埋設は把握していたが、かなり古い工業用水管であり、企業の所有物ということで企業側、本町ともに詳細な埋設図面等を有していなかった。施行着手にあたり大和紡績株式会社の管理者とも現地立会いを行い、工業用水管が宅地側にあると判断したが、実際には少し大池側にあったので設計変更の対象になった。

当初にかなりの費用をかけて埋設調査やレーザー探査をすれば工業用水管の位置など確認できたとは思いますが、一般的にはそこまでしていない。今回は入手できる資料を基に設計をしたため、資料不足であった。今後は十分に調査して工事に反映させていく。

**Q** 工事延長によって、増える金額はどの程度になるのか。

**A** 今回工業用水管自体は動かさずに、基礎コンクリート部分の方での対応になるので、工事に関する直接的な費用の増額は少ないが、工期延長により交通整理員に

かかる費用などが若干増える可能性はある。

**Q** 今後、ブロック積みをして大池堤体の強度を高めていくと思うが、工業用水管が通っていることで強度に問題はないのか。

**A** 一般的には好ましくないが、工業用水管が横断している位置が堤体の上方であるため、堤体としての止水性など問題なく確保できている。

## 2 大規模災害時における災害廃棄物仮置場の設置などの支援に関する協定締結について

大規模災害時における災害廃棄物仮置場の設置などの支援に関する協定締結について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

### 【説明の概要】

現在本町では、災害廃棄物の仮置場について「地域防災計画」の中で「新島中央公園の球場」と「新島南緑地」の2か所を指定するとともに、令和4年3月に「播磨町災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害により発生する災害廃棄物の適正な処理について定めている。

播磨町災害廃棄物処理計画の中では、想定される災害廃棄物の量は南海トラフ地震で80,105トン、山崎断層地震相当で160,472トンで仮置場必要面積は26,000平方メートルから52,000平方メートルと推計している。

それに対し、現在指定している仮置場2か所の合計面積は13,775平方メートルで仮置場が十分に確保出来ていない状況である。

そこで、このたび新島で操業されている株式会社キズナックスエコロジーの協力を得て敷地の一部を仮置場として使用させていただき協定を締結した。

災害廃棄物を迅速に処理することを通して、災害からの復旧・復興に寄与することを協定の目的とし、災害廃棄物仮置場として所有地の使用、災害廃棄物仮置場の管理・運営支援、災害廃棄物の処理支援、平時における災害廃棄物対策に関する訓練参加等の協力を主な連携・協力内容としている。

協定締結日は令和8年1月16日で、仮置場の所在地は播磨町新島16番地であり、搬入する災害廃棄物については、可燃系廃棄物、がれき類、小型家電を含む金属くず及び不燃性廃棄物としている。

### 【主な質疑応答】

**Q** ごみの搬出ルートとして、播磨大橋を渡り、多くの車の往来がある中での動線確保の考えは。

**A** 播磨大橋を渡り、仮置場へ右折で入ることも考えられるが、南側から北上する車との交差により交通渋滞を引き起こす可能性がある。また、大型車両が右折するために列をなすことで危険が増すため、南に下って、突き当たりのロータリー

で巡回して仮置場へ左折入場する方法がスムーズであると考えている。

**Q** ダイオキシン類やPCBを含んだ災害廃棄物の対応は。

**A** 仮置場に搬入する災害廃棄物は一般家庭から出たものを想定している。事業者から出た有害物等を含む災害廃棄物については、各企業が責任を持って処理をすることを考えている。

**Q** 仮置場として、民間企業の土地を借りる協定の中で、賃借料は発生するのか。

**A** 協定書の中で、賃借料について規定している項目があり、国が定める災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱に基づいて、近隣地域の貸付水準などを考慮して決定すると規定している。賃借料は発生する前提で協定を結んでいる。

### 3 播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、所管する健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

#### 【説明の概要】

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を踏まえ、整合性を図りながら播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。改定前の計画では、対象疾患は新型インフルエンザがメインだったが、この計画では、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外にも含めた幅広い呼吸器感染症等を対象としている。

実施体制については、準備期から新型インフルエンザ等の発生に備え、実施体制や連絡調整の確認などの机上訓練を行い、加古川健康福祉事務所等で実施する訓練に積極的に参加する。

まん延防止については、基本的な感染対策について理解促進のための啓発を行う。

ワクチンについては、ワクチンの接種体制が速やかに構築できるよう、準備期から関係団体と検討を進め、住民に対し接種に関する情報提供・共有を適切に実施することで、住民に不安や混乱が生じないようにワクチン接種を実施する。

#### 【主な質疑応答】

**Q** 感染の拡大期やまん延期にワクチンの確保はできるのか。

**A** ワクチンの流通に関しては、厚生労働省が主体となり、需要量と供給状況を把握することになっている。

本町としては、厚生労働省からワクチンの必要量等についての照会があれば、的確に回答してワクチンの確保に努めていく。

### 4 播磨町人権尊重のまちづくり推進計画の策定について

播磨町人権尊重のまちづくり推進計画の策定について、所管する健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

### 【説明の概要】

本計画は、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、令和7年4月に施行した播磨町人権尊重のまちづくり条例第8条に基づき、人権施策を具体的かつ計画的に推進していくことを目的に策定した計画である。

アンケート調査から見る本町の現状と課題については、インターネット上の人権侵害の問題について、関心が高い結果だった。

こども・若者の意見の尊重については、住民意識調査では人権侵害への対応として「黙って我慢する」という回答が若い世代に多くなっている。また、若い世代では、こどもの意見が大人に無視されると感じている人も多く、こどもの意見が尊重され、子どもの権利を守るための取組を推進していく必要性がわかった。

目指す将来像の実現に向けて、分野横断的な施策の推進、様々な人権課題についての取組の推進を基本方針とし、重点施策として、播磨町人権尊重のまちづくり条例の効果的な推進を設定した。条例の周知・情報発信、不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実、協働による人権尊重のまちづくりの意識と機運の醸成を重点的に取り組むこととして掲げている。

計画の進捗評価については、毎年事業評価を行った上で、計画に基づく施策の進捗状況を人権委員会や人権尊重まちづくり検討委員会に報告し、委員の意見を踏まえて施策の改善に取り組んでいく。

### 【主な質疑応答】

**Q** 評価にあたり、本計画の基本理念、基本方針に照らした施策・事業の趣旨や行政の社会的な役割といった質的な側面からの評価もあわせておこなうものとするように、評価結果を住民にわかりやすく毎年度公表して、理解を深めるために積極的に発信していく考えは。

**A** 評価を行う委員会がまとめた結果を、人権委員会に上げ意見をいただき、年度内の評価をホームページ等で公表していきたい。

## 5 こども誰でも通園制度給付費の支給対象となる運営基準について

こども誰でも通園制度給付費の支給対象となる運営基準について、所管することも課より説明を受け、質疑を行った。

### 【説明の概要】

こども誰でも通園制度は令和8年4月1日から開始され、各市町村は利用者が利用した施設に対して給付費を支給することになる。

給付費の支給を受けるには、施設設置者が所在市町村に対して当該施設の運営内

容等を申し出て、給付費の支給を受けることができる対象施設であるという「確認」を受ける必要があり、この確認行為がなければ、給付費を受けられないことになる。

今回、給付費の支給を受けることができる対象施設であるという「確認」を町が行うための基準を定める条例制定の提案を行う。

### 【主な質疑応答】

Q こども誰でも通園制度の対象者、利用可能時間及び利用料は。

A 保育所などの施設に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満までの子供について保護者の希望があれば認定を受けた施設で預かることができる制度である。保護者の就労要件等はなく、月10時間まで利用できる。国が示している利用料は1時間当たり300円を標準としている。

Q 播磨町でこども誰でも通園制度を利用できる保育所はあるのか。

A 町内の保育事業者にこども誰でも通園制度実施の意向を確認したところ、この事業を実施するためには、保育士を1名以上を配置しなければならないこともあり、現時点で実施の意向は無く、令和8年4月1日からの事業を開始できる施設はない状況であるが、まずは、保留児童問題の対策に全力を尽くしているところである。

## 6 蓮池小学校学童保育所の待機児童対策について

蓮池小学校学童保育所の待機児童対策について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

### 【説明の概要】

蓮池小学校における令和8年度学童保育所の利用申込みが、最大受入利用者数226人に対して令和8年1月末現在240人で14人の超過となっている。

令和9年度の蓮池小学校学童保育所新設までの対応として、移動式木造住宅、通称、ムービングハウスの設置を検討している。広さは30平方メートルで定員は18人、弾力運用時最大24人まで受入れることができる。

事業者は、令和7年6月2日に「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定」を締結した株式会社S I Cの予定である。

### 【主な質疑応答】

Q 令和9年度に学童保育所を新設するため、令和8年度だけの運用になるが、使用後はどうするのか。

A 令和8年度は賃借料で計上しており、1年後には返却予定である。

Q 令和8年度の学童保育所希望者が超過している状況であるが、利用者が減って

いくことも考えられる。学童保育所のニーズが高い4月から活用できるのか。

**A** 学童保育所の利用人数は、4月新1年生の入所もあるため、年度当初が比較的  
多く、夏休みを過ぎると減少傾向にある。

建物については令和7年度中に設置が可能であるため、令和8年4月から利用  
できる状況である。